

学校旅行総合保険の概要

- ◆被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)とは、次の方をいいます。
 - ①旅行参加者条項においては、旅行参加者(その旅行に参加する園児、児童、生徒)
 - (注)個人賠償責任については下表の内容もご確認ください。

◆責任期間とは、次の期間をいいます。

①旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

◆免責金額とは、支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

◆学校旅行総合保険は、学校旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。ただし既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (4)脳疾患、疾病または心神喪失 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの (7)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (8)妊娠、出産、早産または流産など
	後遺障害保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ●後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過してその方が生存している場合は、お支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額をさらに追加してお支払いします(後遺障害保険金の追加支払)。	
	入院特別保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(※1)をされ、入院された場合	入院期間に対し、以下の区分に応じて保険金をお支払いします。 入院期間6か月以上の場合···10万円 3か月以上6か月未満の場合···5万円 1週間以上3か月未満の場合···3万円 1週間未満の場合···1万円	
旅行参加者条項による補償	個人賠償責任	国内旅行の責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他の人の財物(宿泊施設の客室、旅行用品の貢貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が未成年または責任無能力者の場合で、その未成年または責任無能力者の行為により親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わつて被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金を支払います。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	(1)故意 (2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (3)被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 (4)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの (7)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任など
	救援者費用等	国内旅行の責任期間中に、被保険者が以下の①から③のいずれかに該当した場合 ①急激かつ偶然な外來の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な検索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外來の事故によってケガ(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③疾病を直接の原因として責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	ご契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した以下の①から⑥等の費用を、救援者費用保険金としてその費用の負担者にお支払いします。 ①被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 ②救援者のが現地(事故発生地または被保険者の収容地をいいます。)までの航空機等の1往復分の交通費(被保険者1名につき救援者2名分を限度とします。) ③現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(被保険者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。) ④治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 ⑤諸雑費(救援者が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。被保険者1名につき3万円を限度とします。) ⑥予定されていた交通機関を使用することができなくなった被保険者が、自宅へ帰宅されるために追加して負担された運賃	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの (4)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 (7)歯科疾病 (8)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないものなど

移動教室における児童・生徒対象の傷害保険について

1 児童・生徒の保険について

内容	保険	保険金	所管課
死亡・後遺障害（ケガのみ）	学校旅行総合保険	100万円	指導室
入院特別補償（ケガのみ）	学校旅行総合保険	1万円～10万円	指導室
入院	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」	詳細は「災害共済給付制度」のパンフレット等をご確認ください	学務課
通院			
個人賠償責任	学校旅行総合保険	1億円	指導室
救援者費用	学校旅行総合保険	30万円	指導室

2 学校旅行総合保険（旅行参加者条項）について

移動教室に参加する児童・生徒を対象に、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の上乗せ補償として、指導室予算で学校旅行総合保険（旅行参加者条項）に加入します

※補償の適用については、学校から保険会社への報告後に、当時の状況等を鑑みて保険会社が判断することとなる旨を予めご承知おきくださいますようお願いします

【補償内容について】

①傷害事故

<移動教室中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや食中毒を補償します>

死亡・後遺障害（ケガ）	100万円
入院特別補償（ケガ）	1万円～10万円
※入院特別保険金	入院6か月以上 10万円
	入院3か月以上6か月未満 5万円
	入院1週間以上3か月未満 3万円
	入院1週間未満 1万円

例

- ・バスの転落事故による死傷
- ・ホテルにて多くの児童・生徒が細菌性食中毒を発症し、入院
- ・ハイキング中の転落による死傷
- ※靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」には該当しません

※ケガや発熱等で現地で通院をした場合の治療費（保険診療分）は、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の対象になります（詳細は、災害共済給付制度のパンフレット等をご確認ください）

②賠償事故

<移動教室中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたことにより、児童・生徒が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金及び費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします>

個人賠償責任	1億円
--------	-----

※1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします

例

- ・土産物店の商品を誤って壊した
- ・傘を振り回し、他の児童・生徒にケガをさせた
- ・ホテルの備品を誤って壊した

③救援者費用

<移動教室中の事故等により、保護者が支出した費用を補償します>

救援者費用（病気・ケガ）	30万円
--------------	------

※病気やケガによる救援者費用の補償については、病院を受診することが必須となります

（保険会社に請求する際に、医師の診断書等が必要になります）

例

- ・バスの転落事故により、児童・生徒が行方不明になった
- 捜索救助費、駆けつけた保護者の交通費や宿泊代を補償
- ・移動教室先で、児童・生徒が病気やケガで入院、旅行を中止した
- 迎えに行った保護者の交通費や宿泊代を補償

【Q & A】

Q	A
②賠償事故	
1 児童・生徒がホテルの備品を誤って壊してしまった。	保険の補償対象となります。ただし、壊した児童・生徒が特定されない場合は対象とはならないため、必ず現地で先生が状況確認をしてください。
③救援者費用	
2 ケガや病気時の保護者の迎えについて、どこまで対象となるか。	自家用車で現地まで向かった場合は、自宅から病院までの適正区間の高速道路料金と距離に応じたガソリン代（実費ではなく、保険会社の規定額）が支払われます。公共交通機関を使用した場合は、最も効率的な経路の料金が支払われます。 また、タクシーやレンタカーを利用した場合も、給付対象になることがあるので、それらの領収書等支払ったことが分かる書類のご用意をお願いします。 ※請求する際、交通費を証明するもの他に、病気等の症状を証明するもの（医師の診断書等）が必要になります。ただし、医師の診断書については高額であるため、後日保険会社から連絡が入ったあとに取ることをお勧めします（補償対象外となる可能性があるため）。
3 移動教室先で発熱し、現地の病院を受診せず、保護者の迎えで帰宅。その後、東京の病院を受診した。帰宅後にコロナ陽性と診断された場合でも救援者費用対象となるのか。	帰宅後すぐに病院を受診し、コロナ陽性と診断された場合、救援者費用の対象となる場合があります（仮に陰性でも、現地で発熱していることから対象となることがあります）。ただし、帰宅してから病院受診まで期間が空いてしまった場合は対象にならないため、ご注意ください。
4 移動教室実施中に発熱などの症状はないものの、コロナの濃厚接触の疑いがあり、現地の病院を受診せずに保護者の迎えで帰宅した。その後、東京の病院で受診をした場合は、救援者費用の対象となるか。また、病院を受診せずにそのまま自宅療養した場合は、対象となるのか。	帰宅後すぐに発熱して東京の病院を受診し、陽性の診断が出た場合は、救援者費用の補償対象となる可能性があります。 しかし、陰性だった場合は、現地で発熱しておらず、移動教室中に発病したという扱いにはならないため、補償対象外です。 また、そのまま発熱がなく病院を受診せず、自宅療養した場合も対象にはなりません。 ※コロナの「濃厚接触」とは、医学的な判断によるものではなく、またその定義も流動的であることから、現時点では「濃厚接触」は傷害保険の対象とはなりません
5 コロナ以外のインフルエンザや風邪の症状で保護者が迎えに来た場合の救援者費用の補償について教えてほしい。	インフルエンザや風邪の症状で現地受診、または帰宅後すぐに東京の病院で受診をした場合は、原則、救援者費用の補償対象となります。 ※受診料（保険診療分）は、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の対象になります ※詳細は、Q&Aの2をご参照ください
6 児童・生徒が発熱したため保護者に現地までの迎えを要請したが、保護者も発熱し、現地まで来られる状況ではなかった。代わりに親族に迎えをお願いしたが、この場合の救援者費用は補償の対象になるか。	法定相続人が迎えに負担した費用が補償対象となることから、祖父母や親族であれば、原則対象になります。 保険会社に提出する「事故報告兼現認書」に、親族に依頼したことになった経緯を詳細に記載してください。

※救援者費用の補償において、原則は現地での病院受診が必要になりますが、発熱した場合に現地にとどまって病院を受診することが難しい状況等を踏まえ、現地受診が原則としつつも、自宅に戻ってからの病院受診の適用が認められることがあります（保険会社の判断によることとなります）